第七条第四項	第六条第三項
第七条第五項	前項
第七条第七項	第一項
	同項第三号若しくは第七号から第十二号まで
	第五条第五項
第八条	第五条第三項
第十条（見出しを含む。）	第六条第三項
第十一条（見出しを含む。）	第六条第三項
第十二条（見出しを含む。）	第六条第三項
	第七条第五項
第十三条第一項	第七条第一項
	この条及び第十五条
第十三条第二項	第七条第二項から第六項（第四項第三号を除く。）まで
	同条第四項第二号
	第六条第三項
第十三条第三項	第一項

第六条第三項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	第七条第二項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
前項（第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	第七条第二項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第一項（第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	第五条第三項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
同項第三号若しくは第七号から第十一号まで（これらの規定を第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第十二号	第七条第二項（第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）第三項、第四項（第三号を除き、第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五項（第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第六項
第五条第五項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	第六条第三項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五条第三項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	第六条第三項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五条第一項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	第七条第二項（第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）第三項、第四項（第三号を除き、第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五項（第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第六項
第六条第三項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	第七条第二項（第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）第三項、第四項（第三号を除き、第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五項（第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第六項
第六条第三項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	第七条第二項（第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）第三項、第四項（第三号を除き、第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五項（第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第六項
第七条第五項（第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	第七条第二項（第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）第三項、第四項（第三号を除き、第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五項（第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第六項
第七条第一項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	第七条第二項（第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）第三項、第四項（第三号を除き、第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五項（第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第六項
この条（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第十五条（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	第七条第二項（第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）第三項、第四項（第三号を除き、第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五項（第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第六項
第七条第二項から第六項（第四項第三号を除く。）まで	第七条第二項から第六項（第四項第三号を除く。）まで
同条第四項第二号（第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	同条第四項第二号（第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第六条第三項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	第六条第三項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第一項（第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	同条第四項第二号（第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

第十四条（見出しを含む。）	第七条第二項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十五条（見出しを含む。）	第七条第二項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十六条	第五条第三項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十七条第二項	第七条第二項から第六項（第四項第三号を除く。）まで
	同条第四項第二号（第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	第六条第三項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十八条第一項	第八条第一項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十八条第二項	第七条第二項から第六項（第四項第二号及び第三号を除く。）まで
	前項
第十九条（見出しを含む。）	第八条第二項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	第五条第一項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第二十条	一歳（法第五条第三項の申出に係る子にあっては、一歳六か月
第二十一条	前条
第二十三条第二項	第七条第二項から第六項まで
	同条第四項第二号

第七条第二項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	第七条第二項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第七条第二項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	第五条第三項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五条第三項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	第七条第二項（第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）第三項、第四項（第三号を除き、第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五項（第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第六項
第六条第三項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	第七条第二項（第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）第三項、第四項（第三号を除き、第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五項（第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第六項
第八条第一項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	第七条第二項（第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）第三項、第四項（第二号及び第三号を除く。）、第五項（第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第六項
第八条第二項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	前項（第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五条第一項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	一歳（法第五条第三項の申出により育児休業をしている場合にあっては、一歳二か月、同条第三項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による申出により育児休業をしている場合にあっては一歳六か月）
第七条第二項から第六項まで	前条（第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
同条第四項第二号	第五条第二項（第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三項、第四項（第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五項（第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第六項
	同条第四項第二号（第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）